

令和6年3月泉南市農業委員会定例会

令和6年3月7日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
池上 安夫	森谷 豊	南 直樹
上野 寛治	立道 智恵	湊 聡美

(推進委員)

松本 一美	西浦 賢二	戎野 繁
太佐 博		

・欠席委員

(農業委員)	伊藤 喜久	山本 芳男
(推進委員)	宮下 明	向井 彰一

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和6年3月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、伊藤委員、山本委員より欠席の届出が出ております。出席委員については14名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、宮下委員、向井委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は4名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 さて、年が明け、あっという間にもう3月です。段々と忙しくなる頃ですが、泉南市農業委員会3月定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また平素は、委員会の様々な活動に多大なご理解とご尽力賜りまして本当にありがとうございます。おかげさまで令和5年度は農地利用集積等で遊休農地解消にかなりの成果が上がったかなと考

会 長

えております。

先月13日には、大阪府農業会議より泉南農業塾の卒業生で、昨年新規就農された方の取材に来られました。この取材記事は3月1日付の全国農業新聞の8面に載っておりますので、また読んでおいてください。

さて、本日は机の上にビールを並べているのですが、これは私が顧問をしております、〇〇市の会社が一年以上の歳月をかけて酒造免許を取得し、今年1月よりご当地ビールの醸造を開始しました。その試作品が完成しましたので皆様にご試飲していただけたらと思います。〇〇市で作っておりますので、銘柄は『〇〇』です。ただ、これは試作品ですので、まだ販売はしておりません。また、原材料の大麦も輸入麦芽を使用しておりますので、泉南市のふるさと納税に使う事はできません。しかし、泉南市〇〇地区において、昨年、5反の大麦を蒔いており、現在40cm程度に成長しております。5月には収穫出来るかと思っております。この大麦を使って、今年の夏以降くらいには泉南産大麦を使用したビールが出来る予定となっております。皆様に販売先などご紹介していただけたらと思っております。

さて、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。第9号議案につきましては、過去最多と思われる17件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長

ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、2番 岩本委員、3番 奥田委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長

それでは、令和6年議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

令和6年議案第8号2件について朗読する。議案第8号につきまして、

事務局 各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 譲渡人は譲受人の兄で、他市で暮らしております。譲渡人は78歳と高齢になり、弟へ売却する事となりました。3筆の農地に玉ネギ、キャベツ、エンドウ豆、おたふく豆、その他、色々な野菜を作っております。よって申請のとおり間違いありません。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。美しく鋤いていました。なんの問題もありません。

事務局 ありがとうございます。議案第8号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人と譲渡人は兄弟であり、譲受人が弟さん、譲渡人がお兄さんです。それぞれ親から農地を相続されたのですが、お兄さんが他市に住んでいるという事もあり、実質、弟さんが野菜を作って長年当該地を管理されておりました。この度、ご兄弟で話しあわれ、所有権移転となりました。

No. 2につきましては、譲渡人は遠方にお住まいという事もあって、遊休農地となっておりましたが、今回の件で解消となります。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。議案第8号については特に問題ないですね。

それでは質疑がないようですので、議案第8号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和6年議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員、〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員、〇〇委員 退席

事 務 局 議案第9号につきまして、急遽1件取り下げとなりましたので、案件は、17件から16件となります。それでは、議案書を朗読させていただきます。

事 務 局 令和6年議案第9号16件について朗読する。議案第9号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、先日、担当委員と現地確認を行いました但退席中ですので、事務局から報告させていただきます。6筆のうち②番はイチジクで、残りの5筆は綺麗に鋤いていました。

No. 2につきましては、先日、担当委員と現地確認を行いました但、本日は欠席ですので、事務局から報告させていただきます。こちらも綺麗に鋤いていました。以上です。

No. 3につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。当該地も鋤いて綺麗にしておりました。何の問題もないかと思ひます。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。No. 4からNo. 8につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 4からNo. 7につきましては、借り手は農業塾の塾長です。稲作の為に1町ほど農地を借りたいとの事で、12月末ごろから交渉を始め、この度、貸借が成立しました。貸し手側の農地は全て遊休農地でした。農地パトロールでも非農地判断が必要と区分されるような農地で

〇〇委員 したので、現在は開墾し、耕運機で耕運して綺麗になっています。あとは水を張れば良い状態となっています。

No. 8につきましては、借り手は2カ月程前に地図でいうと、当該地の左手の向いあたりに農地を借りたのですが、家族で農作業をする際に車を駐車する所が無く、困っていました。貸し手が当該地を是非とも耕作してほしいとの事で、車を停めるスペースも兼ねて耕作もされるという事です。問題ないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。No. 9からNo. 13につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 9、10、12、13につきましては、青ネギを作っている農家の方で、問題ないかと思えます。No. 11につきましては、家庭菜園で、野菜や花等、色々と植えていました。問題ないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。No. 14につきましては、担当委員が退席中ですので、事務局から報告させていただきます。キャベツを耕作されていました。以上です。

事務局 ありがとうございます。No. 15につきましては取り下げとなっております。よって、No. 16、No. 17につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 16につきましては、鋤いて綺麗にしておりました。No. 17につきましては、家庭菜園で、〇〇の方から電車に乗って耕作しに来ています。何ら問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。議案第9号につきまして事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1の借り手につきましては、〇〇を退職され、その経験から現在、泉南農業塾の講師として塾生に指導していただいているのですが、自身の農業となると全くの新規就農であり、将来は今回の設定地や自己所有地にビニールハウスを建て、主にトマトを耕作し、農業で生計を立てたいとの事です。

No. 2の借り手につきましては、地元でも有数の水ナス農家であり、経営農地の拡大です。

事務局

№. 3の借り手につきましても、地元でも有数のネギ農家であり、こちらでも経営農地の拡大です。

№. 4から№. 7の借り手につきましては、40台半ばの若手農業者で、現在、泉南農業塾の塾長としてもご尽力いただいています。今回、6筆の農地を借り受け、経営拡大し、主に米を作るという事です。ちなみに、設定地は全筆遊休農地であった為、今回、6,164㎡もの遊休農地が解消され、理想的な利用集積となりました。〇〇委員にもご尽力いただき感謝しております。

№. 8の借手につきましては、12月の定例会でも紹介させていただいております。泉南農業塾の修了生として主に水ナスを耕作する予定です。

№. 9から№. 13につきましては、長年口約束（ヤミ小作）で耕作されておりましたが、今回、貸し手からのきっちりと契約をしておきたいとの申し出により5件の利用権設定となりました。

なお、№. 9につきましては、当初、借り手の父親で手続きを進めておりましたが、先にお亡くなりになったとの連絡があり、借り手を息子さんに変更申請していただき、何とか今回の審議に間に合った次第です。〇〇氏におかれましては平成11年から26年まで5期、15年間、〇〇地区の農業委員としてご尽力いただきました。謹んでお悔み申し上げたいと思います。

№. 13の貸し手につきましては、№. 9から№. 12の貸し手の娘さんです。

№. 14、17については再設定です。

№. 16の借り手につきましては、地元でも有数のネギ農家であり、同級生の母親の農地を借り受け、経営農地を拡大するとの事です。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

16件の利用集積であり、6反の遊休農地の解消という事です。非常に大きな成果が出たのではないかと考えております。

皆さん、それぞれの担当地域でご質問ございませんか。

会長

№. 8の借り手につきましては、水ナスを栽培するのですか。

〇〇委員 主に水ナスなのですが、他に12月に利用権設定し、借りた土地が3反半程ありまして、米も作りたいとの希望があったので、そちらは米を作る予定をしています。その一部でも水ナスも並行して栽培します。今回の設定地は水利権がなく、井戸水で賄わないといけません、井戸水もみなみと湧いているという事です。

会 長 前回の設定地にある地図上の〇印が井戸ですか。

〇〇委員 これは湧き水で、かつてはこんこんと湧いていたのですが、今は湧いていないです。ですが、ここには2つ井戸が備えられていまして、今回の農地とは地主が違うのですが、こちらの井戸水を、水路を渡って電気ポンプで汲み上げて使って良いという了解を頂いています。当該地では昨年までも井戸水を利用して稲作をしておりました。すでに電気の契約の変更も済ませています。ここで米を作るのか、水ナスを作るのかは借手にお任せしています。借り手もまだ水稻の機械一式は揃えられないようです。いきなり3反半の水ナスを作るというのは大変です。徐々にやっていくようです。今回の設定地では、今年は水稻をする可能性はありますが、後々は輪作のような形で使って行くのかなと思います。

会 長 わかりました。トラブルのないようにやってください。
16件のほとんどが3年間の契約となっていますが、何か理由があるんですか。

事 務 局 今回は新規の方がほとんどですので、新規の方はまずは3年間という事で契約しています。

会 長 出来るだけ長く契約して作ってもらうようにしてください。

〇〇委員 一番長くて何年契約ですか。

事 務 局 10年です。中間管理機構を介しての貸借ですと20年もあります。

会 長 令和7年度からは全て中間管理機構を介しての貸借になりますので、手続きに手間も時間もかかってくるようですので、今のうちに沢山の利用集積をしておいていただければ良いかなと思います。今回は非常に多くの利用集積が成立し、ありがとうございました。

会 長 他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第9号は原案どおり承認して
ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第9号に賛成の方は挙手をお願いし
ます。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり
決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和6年報告第4号「農地法第5条第1
項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事
務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和6年報告第4号1件について朗読する。報告第4号について事務
局より補足説明させて頂きます。当該地には元々農業用倉庫が建っており、今回、資材置き場への転用となります。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質
問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第4号を
終了します。

会 長 続きまして、令和6年報告第5号「引き続き農業経営を行っている
旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告
事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和6年報告第5号6件について朗読する。報告第5号につきまし
て事務局より状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。①番

事務局

は花、②番は玉ネギ、③番と④番は米跡でした。

No. 2につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。全筆、畝たてしていました。

No. 3につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。①番と④番から⑥番、⑩番と⑪番が米跡、②番と③番がネギ、⑦番が自家野菜、⑧番と⑨番が花や果樹を植えていました。

No. 4につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。⑥番と⑦番の農地には果樹、残りはきれいに畝たてしていました

No. 5番につきましても、〇〇委員と現地確認を行いました。全筆ハウスで花を栽培していたのですが、①番の畑の一部には自家野菜を植えていました。

No. 6につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。綺麗に鋤いた状態でした。以上です。

会長

ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

全筆、問題なさそうですね。

会長

よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終了します。

事務局

事務局より、報告させていただきます。

先月の定例会で営農型太陽光発電設備の一時転用の議案についてご承認していただいたところですが、その後、諮問機関である大阪府農業会議に写真や資料を提出したところ、パネルの下の営農状況を見たいとの連絡がありました。2月16日に申請者の立ち合いの下、現地を視察しました。視察後の農業会議の見解としては、この時期はみょうが、アスパラガスは枯れているとはいえ、営農型の作付けにはこの生産量、耕作状況では恐らく不許可となるであろうという厳しい意見でした。審議委員会での審議以前の段階で、いったん見送ったほうが良いと判断し、今回は、許可申請について取り下げとなった事をご報告いたします。

許可が承認されていない期間は当然違反転用となり、最悪パネルを撤去という事にもなりかねません。農業委員会としてもそれだけは避けたく、申請者には、自分で耕作できないなら利用集積で借りてもらい、早急にパネルの下で育つ十分な量の作物を植え付け、許可を得る方向で指

事務局 導を行いたいと思いますので委員の皆様にも何かとお知恵を拝借するかも知れませんが何卒よろしくお願いいたします。

会長 パネルの下に植えるのはどのくらいの量が必要なんですか。

事務局 申請の際に、パネル下の作付面積と収穫見込みを記載した計画書を提出しなければなりません。計画通りにならないければ申請は認められません。3年前の回目の申請に計画書を提出していますが、計画通りになっていない為、承認されません。現状は、プランター程度の物を置いてやっている状態です。それでは、まったく収穫量には足りません。

会長 農地面積のうち8割がたはパネルがあるんですか。パネル下の作付面積に対する何割かの収穫量が必要という事ですか。

事務局 パネルはそれくらいあるかと思います。農家の方だにご存じかとは思いますが、アスパラは3、4年かけないと収穫できない作物ですが、今年も収穫できておりません。他市では櫛を育てている所もあるようです。そういった方をご存じであれば紹介していただけたらと思います。

会長 申請者があまり熱心でないなら、借りてもらう方が良いんじゃないですか。

事務局 現在は、綺麗に草刈りをしてもらっている状態です。パネルの一番低い所で1m程度、高い所で1m40～50cmです。農用地に太陽光パネルを設置していますので、農用地は農業をしないとイケない土地ですので、防草シートを被せる事はできません。ですので、営農型では太陽光パネルの下の陰でも作れるものを作りなさいという事です。

〇〇委員 シイタケはどうですか。シメジやきのこ類はどうでしょうか。

〇〇委員 当初、シイタケをやり始めたのですが、中々うまくいかなかったです。

会長 最初にパネルを設置する際にはきちんと申請しているんですよね。

事務局 ご主人がシイタケを栽培すると申請されています。その際も何度か面談をして耕作していいのか確認をしていますが、なんとかやらせてほしいとの事で許可をしています。陰で出来る作物を作っている方がいれば事務局の方に紹介していただけますでしょうか。その方に農地を斡旋させていただこうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 ではよろしく願いいたします。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして3月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、4月10日（水）場所は、市役所本庁 2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時22分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和6年3月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____